

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第31回 2018年12月

新個人所得税法の実施における優遇措置の移行問題を明確化

本アラートの分析対象法規：

- 改正後個人所得税法における関連優遇措置の移行問題に関する財政部、税務総局の通達（財税〔2018〕164号、以下「164号文」）

2018年12月27日、財政部及び国家税務総局は共同して改正後の個人所得税法の実施を徹底させるため、「改正後個人所得税法における関連優遇措置の移行問題に関する財政部、税務総局の通達」（以下、「164号文」）を公布した。164号文では、新個人所得税法の実施後において広く注目されている従来の年一回の賞与、上場企業のストックオプション所得、退職補償金、外国人向けの諸手当の個人所得税免除などに関する優遇措置の移行問題を明確にした。

なお、164号文は2019年1月1日より施行される。

注目ポイント

164号文では従来の優遇措置の移行に関して下記のとおり明確にした。

3年移行期間の政策

以下の優遇措置は2019年1月1日から2021年12月31日までの3年移行期間において維持される。

➤ 外国人向けの諸手当

外国人居住者（1納税年度において183日以上に中国に居住する外国人）は下記項目のどちらか一つを選択して享受する。

- 特別付加控除項目
- 従来の個人所得税免除の税制優遇措置

上記の優遇措置は同時に享受することはできない。また一度いずれかの優遇措置を選定したら当該1納税年度においては変更できない。

➤ 年1回の賞与

源泉徴収義務者または納税者は下記のどちらか一つを選択して享受する。

- 従来の特典給付措置を維持する（12で除し、添付1の税率表の適用税率及び速算控除額で税額を算出し、当期の総合所得には合算しない）。
- 当期の総合所得に合算して納付する。

➤ 上場企業のストックオプション所得

- 関連法規の要件を満足し、従来の月次に割り当ての優遇計算方法を適用するストックオプション所得は、当期の総合所得と合算せずともよい。
- 添付2の税率表を適用して税額を算出して納付する。
- 1納税年度に2回又は2回以上のストックオプション所得を取得する場合、ストックオプション所得を合計してまとめて上述の特典給付措置を適用する。

下記の優遇措置の改正

➤ 個人が企業年金、職業年金を受け取る場合

- 総合所得に合算せずに税額を算出して納付する。
- 毎月年金を受け取る場合、添付1の税率表を適用して月次で税額を算出して納付する。
- 四半期毎年金を受け取る場合、受取時に受給額を各月に案分して、添付1の税率表を適用して四半期毎に税額を算出して納付する。
- 年1回年金を受け取り、或いは海外移住や死亡のために一括で受け取る場合、添付2の税率表を適用して税額を算出して納付する。

➤ 退職補償金

- 前年度の現地平均賃金の3倍を超えた部分は当期の総合所得に合算せず、添付2の税率表に基づいて税額を算出して納付する。
- 早期退職補償金は、早期退職年数で割り当て、添付2の税率表を適用して税額を算出して納付する。

その他の新個人所得税法の優遇措置は引き続き維持される。

KPMGの所見

164号文の公布は、中国政府が最近強調している政策の安定性を維持する方針を貫徹し、個人所得税改革によって個人の税負担軽減の目的を堅持したものである。

なお、源泉徴収義務者及び納税者は上記の個人所得税の優遇措置を享受する際に、下記の事項に注意しなければならない。

- 上述の3年移行期間政策を適用する3つの優遇措置については、企業

は移行期間満了後の税制変動及び影響に注視し、移行期間内に事前準備（関連税務コストの測定、人材確保のインセンティブ政策、人員派遣政策、租税補助金政策及び報酬・福利政策のレビューなど）を整えておくべきである。

- 年一回の賞与の優遇措置は移行期間中は従来のままに維持されるが、この優遇措置の欠陥も依然として残されている。特に企業が従業員の賞与支給額を算定する際、所得税率の累進による手取り賞与額の過度な減額レンジを避けるように注意しなければならない。
- 源泉徴収義務者及び納税者は関連個人所得税優遇措置の適用にあたって、事前に優遇措置の具体的な内容及び前提条件を十分に理解し、法規に従って必要な手続きを完了する。
- 源泉徴収義務者及び納税者は移行期間における選択可能な優遇措置に対する関連事項をあらかじめ準備しておく。

KPMGは引き続き個人所得税改革の関連政策に注目しており、即時に法令の解説を提供する。企業並びに納税者の方は個人所得税改革の最新動向や税務最前線の情報について、何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

添付1：個人所得税総合所得月度税率表

等級	課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	3,000人民元以下	3	0
2	3,000人民元超、12,000人民元以下	10	210
3	12,000人民元超、25,000人民元以下	20	1,410
4	25,000人民元超、35,000人民元以下	25	2,660
5	35,000人民元超、55,000人民元以下	30	4,410
6	55,000人民元超、80,000人民元以下	35	7,160
7	80,000人民元超	45	15,160

添付2：個人所得税総合所得年度税率表

等級	仮源泉徴収税額累計	仮源泉徴収税	速算控除額
1	36,000人民元以下	3	0
2	36,000人民元超、144,000人民元以下	10	2,520
3	144,000人民元超、300,000人民元以下	20	16,920
4	300,000人民元超、420,000人民元以下	25	31,920
5	420,000人民元超、660,000人民元以下	30	52,920

6	660,000人民币超、960,000人民币以下	35	85,920
7	960,000人民币超	45	181,920

上記に関する実務上で生じた疑問がある場合、下記まで
気軽にお問合せください。

イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

お問合せ先

中国全土



盧奕(Lu, Lewis)

KPMG中国
税務サービス統括パートナー
T: +86 (21) 2212 3421
E: Lewis.lu@kpmg.com



Murray Sarelius

KPMG中国
個人サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

華北地域



彭曉峰(Pang, Vincent)

KPMG中国 華北地域
税務サービス統括パートナー
T: +86 (532) 8907 1728
E: vincent.pang@kpmg.com



張曉(Zhang, Sheila)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 7507
E: sheila.zhang@kpmg.com



周博(Zhou, Vivian B)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 3360
E: v.zhou@kpmg.com

華東・華西地域



周波(Zhou, Michelle B)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (21) 2212 3458
E: michelle.b.zhou@kpmg.com



蔣靖庭(Jiang, Jason J.T)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3527
E: jason.jt.jiang@kpmg.com



王婷(Joyce, Wang)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3387
E: joyce.t.wang@kpmg.com

華南地域



廖雅芸(Kelly, Liao)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (20) 3813 8668
E: kelly.liao@kpmg.com



羅健瑩(Grace Luo)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (20) 3813 8609
E: grace.luo@kpmg.com



盧山(Sophie, Lu)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (20) 3813 8236
E: ss.lu@kpmg.com



吳春芳(Fiona, Wu)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (20) 3813 8606
E: fiona.wu@kpmg.com

香港



Murray Sarelius

KPMG中国
個人サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com



霍寧思(Barbara, Forrest)

KPMG中国
税務パートナー
T: +852 2978 8941
E: barbara.forrest@kpmg.com



蕭維強(David, Siew)

KPMG中国
税務パートナー
T: +852 2143 8785
E: david.siew@kpmg.com



何沛霖(Gabriel, Ho)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +852 3927 5570
E: gabriel.ho@kpmg.com



賴綺琪(Kate, Lai)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +852 2978 8942
E: kate.lai@kpmg.com